

平成 2 9 年 9 月
平成 2 9 年 第 3 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 説 明 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第16号	平成28年度栃木市継続費精算報告書	
報告第17号	平成28年度栃木市水道事業会計継続費精算報告書	
報告第18号	平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
報告第19号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	
報告第20号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	
報告第21号	栃木市土地開発公社の平成28事業年度事業報告書の提出について	
報告第22号	一般財団法人栃木市農業公社の平成28年度事業状況報告書の提出について	
報告第23号	株式会社観光農園いわふねの平成28年度経営状況説明書の提出について	
議案第78号	平成29年度栃木市一般会計補正予算（第3号）	
議案第79号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	
議案第80号	平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第1号）	
議案第81号	栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例の制定について	1
議案第82号	栃木市篤志奨学金給付条例の制定について	2
議案第83号	栃木市篤志奨学基金条例の制定について	3
議案第84号	栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第85号	栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第86号	栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第87号	財産の取得について	18

議案第 88 号	財産の取得について	20
議案第 89 号	平成 28 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	21
議案第 90 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	23
議案第 91 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	25
認定第 1 号	平成 28 年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 2 号	平成 28 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 3 号	平成 28 年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 4 号	平成 28 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の 認定について	
認定第 5 号	平成 28 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 歳入歳出決算の認定について	
認定第 6 号	平成 28 年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 7 号	平成 28 年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 8 号	平成 28 年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の 認定について	
認定第 9 号	平成 28 年度栃木市水道事業会計決算の認定について	

(都市計画課)

議案第81号

栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例の制定に
ついて

提案理由

栃木駅前市有地の土地利用事業者の選定に係る審査を行う附属機関として、
栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会を設置するため、栃木市栃
木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例を制定することについて、議会
の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければな
らない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(教育総務課)

議案第 8 2 号

栃木市篤志奨学金給付条例の制定について

提案理由

修学の意欲を有しながら経済的理由により大学等への修学が困難な者に対して奨学金を給付し、地域社会の発展に寄与できる有為な人材を育成するため、栃木市篤志奨学金給付条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 1 号と同じ。

(教育総務課)

議案第 8 3 号

栃木市篤志奨学基金条例の制定について

提案理由

栃木市篤志奨学金を給付する事業に必要な財源に充てるための基金を設置するため、栃木市篤志奨学基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第 8 1 号と同じ。

(管 財 課)

議案第 8 4 号

栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

電気通信事業法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政財産使用料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

引用条項を改めること。(別表関係)

[参照条文]

議案第 8 1 号と同じ。

議案第 84 号 (管財課)

栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

現 行

別表 (第 2 条関係)

行政財産使用料算定基準

種類	使用区分	算定基準 (年額)
土地	電柱敷地等	電気通信事業法施行令 (昭和 60 年政令第 75 号) <u>第 6 条</u> に規定する額
	略	略
略		略
略		

備考

1・2 略

改 正 案

別表（第2条関係）

行政財産使用料算定基準

種類	使用区分	算定基準（年額）
土地	電柱敷地等	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第8条に規定する額
	略	略
略		略
略		

備考

1・2 略

(地域包括ケア推進課)

議案第 8 5 号

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市大平健康福祉センター内の施設の利用時間及び休館日を変更することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市健康福祉センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市大平健康福祉センター内の施設の利用時間を改めること。
(第 4 条関係)
- 2 栃木市大平健康福祉センター内の施設の休館日を改めること。
(第 5 条関係)

[参照条文]

議案第 8 1 号と同じ。

議案第 8 5 号（地域包括ケア推進課）

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

現		行
（開館時間及び利用時間）		
第 4 条 略		
2 健康福祉センター内の施設の利用時間は、次の表のとおりとする。		
	区分	利用時間
栃木市大平健康 福祉センター	<u>大会議室、小会議室及び研修室</u>	<u>午前 8 時 3 0 分から午後 9 時（月曜日 にあつては、午後 5 時 1 5 分）まで</u>
	<u>多目的ホール、母子指導室（プ レイルームを含む。）及び調理 実習室</u>	<u>午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分 まで</u>
	略	略
	トレーニングルーム	<u>午前 9 時 3 0 分から午後 1 時まで及 び午後 2 時 3 0 分から午後 9 時（日曜 日にあつては、午後 7 時）まで</u>
	略	略
栃木市岩舟健康 福祉センター	略	略
3 略		
（休館日）		
第 5 条 略		
2 健康福祉センター内の施設の休館日は、次の表のとおりとする。		
	区分	休館日
栃木市大平健康 福祉センター	<u>大会議室、小会議室及び研修 室</u>	<u>1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで の日</u>
	<u>多目的ホール、母子指導室（プ レイルームを含む。）及び調理 実習室</u>	(1) <u>日曜日及び土曜日</u> (2) <u>休日</u> (3) <u>1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日 までの日</u>

改 正 案

(開館時間及び利用時間)

第4条 略

2 健康福祉センター内の施設の利用時間は、次の表のとおりとする。

	区分	利用時間
栃木市大平健康 福祉センター	大会議室、小会議室、研修室、 多目的ホール、母子指導室(プ レイルームを含む。)及び調理 実習室	午前8時30分から午後9時まで
	略	略
	トレーニングルーム	午前9時30分から午後9時(日曜日 にあっては、午後7時)まで
	略	略
栃木市岩舟健康 福祉センター	略	略

3 略

(休館日)

第5条 略

2 健康福祉センター内の施設の休館日は、次の表のとおりとする。

	区分	休館日
栃木市大平健康 福祉センター	大会議室、小会議室、研修室、 多目的ホール、母子指導室(プ レイルームを含む。)及び調理 実習室	(1) <u>月曜日(ただし、その日が休日 に当たる場合は、その翌日)</u>
		(2) <u>12月29日から翌年1月3日 までの日</u>

現

行

	略	略
栃木市岩舟健康 福祉センター	略	略

3 略

改 正 案

	略	略
栃木市岩舟健康 福祉センター	略	略

3 略

(保 育 課)

議案第 8 6 号

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合の受給資格等の確認の方法を定めること。(第 8 条関係)
- 2 規定の整理を行うこと。(第 2 9 条関係)

〔参照条文〕

議案第 8 1 号と同じ。

現 行

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

（利益供与等の禁止）

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

改 正 案

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

財産の取得について

提案理由

栃木市消防署都賀分署に配備中の高規格救急自動車 1 台が老朽化したため、高規格救急自動車 1 台を購入することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さ

なければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(警 防 課)

議案第 8 8 号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防署に配備中の救助工作車 1 台が老朽化したため、救助工作車 1 台を購入することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 7 号と同じ。

(水道業務課)

議案第 89 号

平成 28 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

平成 28 年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 402, 242, 713 円のうち 840, 000, 000 円を資本金に組み入れ、562, 242, 713 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方公営企業法抜粋

(剰余金の処分等)

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 以下略

平成 28 年度 栃木市水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	9,090,448,573	2,273,712	1,402,242,713
議会の議決による処分額	840,000,000	0	△ 1,402,242,713
資本金	840,000,000	0	△ 840,000,000
減債積立金	0	0	△ 562,242,713
建設改良積立金	0	0	0
処分後残高	9,930,448,573	2,273,712	(繰越利益剰余金) 0

(職 員 課)

議案第90号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員6名のうち、落合光政氏が平成29年11月24日をもって任期満了となるので、後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条

1・2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 以下略

青木利男氏の略歴

住所 栃木市西方町本城337番地

生年月日 昭和39年10月13日

[Redacted]

主な経歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員29名のうち、石原謙太郎氏が平成29年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の使命)

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

石原謙太郎氏の略歴

住 所 栃木市大平町榎本654番地

生年月日 昭和23年8月24日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)